

中小企業デジタル化・D X促進事業

情報発信強化業務委託

【公募要領】

1 業務の名称

中小企業デジタル化・D X促進事業における情報発信強化業務

2 業務の目的

中小企業デジタル化・D X促進事業（以下「当該事業」という。）は、デジタル技術を活用し生産性向上に取り組む県内中小企業・小規模事業者に対して、デジタルツール導入等の経費の一部を助成し、新たな事業活動を促進することを目的としている。

当該事業を分かりやすく効果的に伝える広報活動を展開するとともに、県内中小企業・小規模事業者に対し、利用促進に向けたアプローチを図る。

3 業務の内容等

別添仕様書のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 契約限度額

4,400,000円（税込み）

6 応募者の資格

- (1) 本業務の遂行に必要な組織、体制、人員等を有し、かつ本業務の遂行について、委託者の指示に従えること。
- (2) 愛知県の指名競争入札参加資格を有していること。
- (3) 財政的基礎が確立されていること。
- (4) 愛知県の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

- (6) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

7 提出書類等

- (1) 提出資料及び提出部数(次の①～④の書類全てを提出すること。)

提出書類名	様式	提出部数		提出期限		
		正本	副本			
① 参加申込書	様式1-1、1-2	1	3	令和8年1月30日(金)		
② 提案書	様式2～2-5	1				
③ 会社概要	様式3					
④ パンフレット	任意					

- (2) 提出先

下記「16 問合せ先」に同じ

- (3) 提出方法

持参(土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時45分から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る)とする。

8 提案書の作成及び記載上の留意事項

- (1) 提案書作成上の基本事項

- ① 正本、副本とともにA4サイズ・縦長・左綴(2穴)ファイリングにより提出すること。
- ② 本プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能である。
- ③ 業務に係る作業は、委託者との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び委託者が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

- (2) 提案書記載上の留意事項

- ① 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- ② 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認める。
- ③ 提案書に提案者を特定することができる内容(社名等)を記述しないこと。
- ④ 提案書は、定められた様式に従い記載し提出すること。書類サイズは原則A4版とし、使

用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。

9 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的では使用しない。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

10 企画提案にあたっての質問の受付及び回答

質問は、「質問表」（様式 4）によること。提出は、持参、ファックス又は電子メールにより行うこと。なお、ファックス又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。電話や来訪による口頭での質問や受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 質問の受付

- ① 提出書類：「質問表」（様式 4）
- ② 質問期限：令和 8 年 1 月 27 日（火）午後 5 時必着

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 8 年 1 月 28 日（水）までに機構 Web ページに掲載する。ただし、ノウハウに関わる部分を周知されることにより、参加者の権利、競争上の地位その他の利益を害する恐れがあるものについては、当該質問者にのみ回答を通知する他、質問表の提出がなかった場合は機構 Web ページへの掲載は行わない。

11 評価の手続及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、選定委員会において以下の項目を評価し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 評価方法

提出された「企画書（添付書類を含む）」及び別途実施するヒアリングについて、選定委員会の委員が評価基準に基づき評価を行う。

(2) 評価基準

項目	評価基準
全体の評価	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか
	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案がなされているか
	事業を効果的・効率的に実施するための提案がなされているか

	実施方法等が具体的で実現性があるか
企画内容	利用者ニーズを把握し、事業内容に的確に反映させていくための方法について、提案がなされているか
	事業者が有する広報、PRに関する知見を反映した、具体的でかつ実現可能な提案内容となっているか
	提案事業者のノウハウや知識、経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか
実施体制	円滑な業務の遂行（必要時に拠点との打ち合わせが可能か）体制が確保されているか
事業実績	本業務と同等・類似業務の実績、経験があるかどうか
価格評価	(全参加者の最低価格／当該参加者の提案価格) × 配点

(3) 契約候補者の特定

- ① 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。
- ② 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ③ 評価委員会各委員の持ち点（100 点）を合算した値（満点）の 5 割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。
※提案者が一者の場合は、評価項目「価格評価」を除く持ち点を合算した値の 5 割を最低基準点とする。
- ④ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。
- ⑤ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、評価項目の「全体の評価」において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により契約候補者を決定する。

12 スケジュール

項目	日程
(1) 募集開始（公告）	令和 8 年 1 月 22 日（木）
(2) 質問受付期限	令和 8 年 1 月 27 日（火）
(3) 質問に対する回答（機構 Web ページに掲載）	令和 8 年 1 月 28 日（水）
(4) 参加申込書及び企画提案書等の提出期限	令和 8 年 1 月 30 日（金）
(5) ヒアリング審査※	令和 8 年 2 月 3 日（火）
(6) 審査結果通知・公表	令和 8 年 2 月 上旬（予定）
(7) 契約締結	令和 8 年 2 月 上旬（予定）

※ 提案状況により、ヒアリング審査は実施しない場合がある。

13 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 公募要領に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 公募要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

14 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徵取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容を反映し確定するものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
 - ① 「6 応募者の資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - ② 提案資格または提案内容が無効となったとき
 - ③ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

15 その他

- (1) 参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を郵送により速やかに提出すること。
- (2) 本プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後の提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、委託者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (6) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

16 問い合わせ先

〒450-0002

名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター（ウインクあいち）15階

公益財団法人あいち産業振興機構 総務企画部 情報企画グループ

電話番号 052-715-3063（ダイヤルイン）FAX 052-563-1434

電子メールアドレス info-kikaku@aibsc.jp